

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について

政府は、4月7日、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、**事業規模 108 兆円**の緊急経済対策を閣議決定。

1 基本的な考え方

以下の2つの段階を意識し、段階に応じた施策を展開。

(1) 緊急支援フェーズ

感染症拡大の収束に目途がつくまでの間、事態の早期収束に強力に取り組むとともに、雇用と事業と生活を守り抜く段階。

(2) V字回復フェーズ

収束後の早期のV字回復を目指し、観光・運輸、飲食、イベント等大幅に落ち込んだ消費の喚起と、未来を先取りした投資の喚起の両面から反転攻勢策を講じる段階。

2 取り組む施策

以下の5つを柱として、事業規模 108 兆円（うち補正額 16.7 兆円）となる強大かつ効果の大きい施策を展開。

(1) 感染症拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発【2.5兆円】（うち補正額 1.8兆円）

マスク・消毒液等の確保（介護施設利用者、妊婦、小・中・高・特別支援学校等への布マスクの配布等）や検査体制の強化、医療提供体制の強化（緊急包括支援交付金（仮称）の創設等）、学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備など。

(2) 雇用の維持と事業の継続【80兆円】（うち補正額 10.6兆円）

雇用の維持や資金繰り対策（危機対応融資枠の拡大、制度融資を活用した実質無利子・無担保融資の創設等）、事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援（中小企業（上限 200 万円）、個人事業主（上限 100 万円）等に対する持続給付金（仮称）の創設等）、生活に困っている世帯や個人への支援（1世帯当たり 30 万円の給付を行う生活支援臨時給付金（仮称）の創設、子育て世帯への臨時特別給付金（対象児童一人あたり 1 万円を上乗せ）等）、税制措置（納税猶予、固定資産税・都市計画税の軽減措置等）など。

(3) 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復【8.5兆円】（うち補正額 1.8兆円）

観光・運輸業・飲食業等に対する支援（割引・ポイント・クーポン付与等）や地域経済の活性化（総額 1 兆円の地方創生臨時交付金（仮称）の創設等）など。

(4) 強靱な経済構造の構築【15.7兆円】（うち補正額 0.9兆円）

生産拠点の国内回帰や多元化への支援、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化、テレワークや遠隔教育等リモート化によるデジタル・トランスフォーメーションの加速（GIGAスクール構想の加速等）、公共投資の早期執行など。

(5) 今後への備え【1.5兆円】（うち補正額 1.5兆円）

新型コロナウイルス感染症対策予備費（仮称）の創設。

新型コロナウイルス関連の対応について【経済観光局】

1 中小企業への支援

(1) 専用相談窓口「新型コロナウイルス肺炎に対する緊急経営相談窓口」

累計相談件数：4,464件（来所1,859件、電話2,605件）（1/29～4/7）

※前回報告（4/1現在 3,633件）から831件の増

(2) 融資制度（新型コロナウイルス対応支援資金）

認定件数：1,507件（4/7現在）

※前回報告（4/1現在 1,172件）から335件の増

【業種】

飲食業385件、小売業197件、建設業197件、卸売業80件、不動産業61件、医療・福祉58件、運輸業48件、宿泊業46件、情報通信業26件、製造業23件、教育・学習支援業7件、保険業4件、電気・ガス・熱供給・水道業2件、サービス業373件

2 大型観光イベントの中止決定（4/3公表）

ライラックまつり（5/20～5/31）

YOSAKOIソーラン祭り（6/10～6/14）

3 施設の利用開始日の延長

サッポロさとらんど炊事広場

当初の利用開始予定日 令和2年4月29日（水）

延期後の利用開始日（予定） 令和2年6月1日（月）

※サッポロさとらんどは現在、冬期営業中です

利用可能箇所は別紙をご参照ください

4月29日から夏期営業期間となります

サッポロさとらんど

夏期営業期間（4月29日～）の対応について
（予定）

- ・炊事広場を除いて従来どおり4/29オープン予定
- ・イベント「スプリングフェア」（4/29～5/6）は中止

○主な施設（○：利用可、△：一部制限、×：利用不可）

施設等	冬期営業期間（4/1～28）		夏期営業期間（4/29～）	
センターハウス	△	トイレなど一部のみ利用可 手作り体験・講座・貸室利用不可	○	
交流館	×		○	
第1～第3駐車場	○		○	
第4～第7駐車場	×		○	
屋外トイレ1・2・3	○	従来は閉鎖	○	
屋外トイレ4	×		○	
炊事広場	×		×	6/1からオープン予定
文化部の体験学習館	×		○	
大型木製遊具	×		○	

建設局における感染症拡大防止の対応について

- ・中島公園におけるイベント利用の受付を一時中止
- ・公園等の炊事広場における利用開始日の延期

1 中島公園におけるイベント利用の受付一時中止

(1) 中止期間

令和2年4月8日（水）から令和2年5月31日（日）まで（予定）

(2) 中止されるイベント

園芸市（5/2（土）～5/22（金）を予定）

(3) さっぽろまつりに伴う臨時露店について

6/14（日）から6/16（火）までの間、開催を予定していたさっぽろまつりに伴う臨時露店の出店についても利用の受付を見送る。

2 公園等の炊事広場（バーベキューコーナー）における利用開始日の延期

(1) 延期後の利用開始日

令和2年6月1日（月）から（予定）

(2) 対象公園等

川下公園、厚別川緑地、藻南公園、五天山公園、前田森林公園、札幌ふれあいの森

新型コロナウイルス感染症への市立学校の対応について

1 市立学校の再開

- 市立学校については、新学期から各学校に通知している学校再開のガイドラインに従って、各学校で感染症対策をしっかりと行ったうえで、再開している。
- また、入学式については、新入生と教職員のみで実施しているが、小学校は児童の誘導等が必要であることから、保護者の参加を認めたほか、特別支援学校は個別対応としたところ。
- なお、各学校において、不安を持つ児童生徒や保護者に対して丁寧に対応するとともに、「感染拡大の兆しが見られる」と判断した場合には、速やかに分散登校や、臨時休業することができるよう準備を進めている。

校 種		学校再開（始業式）	入学式
小学校		4月6日（月）	4月6日（月）
中学校		4月6日（月）	4月7日（火）
高等学校		4月8日（水）	4月8日（水）又は9日（木）
中等教育学校		4月8日（水）	4月8日（水）
特別支援学校	山の手（小中）、豊成、北翔	4月6日（月）	山の手8日（水）、豊成7日（火）、北翔8日（水）
	豊明、みなみの杜、山の手（高等部）	4月8日（水）	豊明9日（木）、みなみの杜8日（水）、山の手8日（水）

2 市立高校等の時差通学の実施

- 市立高校等については、生徒の通学時における新型コロナウイルス感染拡大のリスクを下げるため、当面の間、公共交通機関等を利用する生徒の登校時刻と一般の方の通勤時刻が重なる場合には、時差通学を実施している。

学校名	実施状況
旭丘、藻岩、新川、平岸高等学校	登校時間を1時間遅らせる（9：30 登校）
啓北商業高等学校	登校時間を1時間遅らせる（9：40 登校）
開成中等教育学校	登校時刻を35分遅らせる（9：00 登校）
豊明高等支援学校	登校時刻を1時間遅らせる（9：30 登校）
みなみの杜高等支援学校	登校時刻を1時間半遅らせる（10：10 登校）

※清田高等学校、大通高等学校、山の手養護学校（高等部）は、生徒が利用する公共交通機関等の現状を踏まえ、実施していない。